

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。

小泉改革は小さな政府の掛け声の下で様々な改革に今取り組まれているわけですが、それに対して、東大の神野直彦という教授がいらっしゃいますけれども、「日本の目指す「ほどよい政府」への道」という、そういう論文がありまして、その中で、二十世紀から二十一世紀への世紀転換期である今日を、スウェーデン政府の言葉をかりながら知識社会の時代と位置付けているわけがあります。

その知識社会の時代になると、自然に働き掛ける生産の主体としての人間そのものが重要な役割を果たすということになります。そうすると、人間的な能力を高めるサービス、知識資本が社会的インフラとなります。つまり、学校教育の重要性はもとより、人間のあらゆるライフステージでの掛け替えのない能力を高めるために、職業能力開発や求職者等が有する潜在的な成長力、それを、発揚を図る観点から、職業紹介を通じた就職の実現なども含めた様々な広範囲にわたっての教育サービスが最重要視されるべき社会的インフラとなるというふうに思うわけがあります。

そういう点、この理念に小泉改革は無謀にも挑戦をしているのではないかというふうに思うわけでありまして、その中でやはり矛盾がだんだんむき出しになってきている。その中で不幸にも一番鋭く噴出しているのが教育分野であり、職業安定行政であると言わざるを得ない。この問題意識から、小坂文部科学大臣、そして川崎厚生労働大臣に順次お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

本院において子供たちの観点に立った熱い教育論が展開されてきております。子供の最善の利益が第一義とされることは言うまでもありません。このプライオリティーからしてある意味当然かもしれませんが、教育現場を成立させる両輪のもう一つ、つまりは教職員が抱える問題について、これまでどうしても軽視されがちであったというふうには言わざるを得ないというふうに思います。とりわけ、その働き方については意外と知られていないというふうに思われます。

日教組が〇四年十月に行いました職場点検全国実態調査というのがございまして、昨年五月に、〇五年五月に発表されましたけれども、その報告書と調査の結果のまとめがあるわけでありまして、この調査は全国の小中高、障害児学校、幼稚園を対象とした三千四百四十一の職場調査と、そこに所属する教職員全体を対象とした九千六百三十二人の個人調査という二本柱で構成されています。要は、集団と個という二つの切り口で行われていることから、いわゆる建前ではない本音の部分も浮き彫りになっているなど、教職員が置かれている現状等を知る上で非常に有効な資料になっております。この調査結果からは、一言で言いますと、いわゆる乾き切ったぞうきんにもかかわらず、もう一絞りをという実態が一目瞭然になってくるわけがあります。

そこで、文科大臣に御質問をいたしますが、学校教育の成果はその直接の担い手である

教員に懸かっているというふうに言われますが、教員が心身ともに健康な状態で児童生徒に接することができるようにすることが不可欠であるというふうに考えます。また同時に、地域に開かれた学校を目指す文部科学省の方針からするならば、様々な職種から構成される学校のスタッフにも同様の配慮等が要請されることは論をまたないというふうに思います。

学校教育を所管する文部科学省として、教職員の勤務実態について一体どのように認識をされているのか、まず見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（小坂憲次君） 委員が御指摘なさいましたように、学校教育というものはそこに働く人に負うところが多いわけでごさいますて、とりわけ教員の意欲と使命感というものに負うところが非常に大きいというふうに認識をいたしております。その教育活動に専念していただく教員の皆さんの現状というものを、意識調査や病気休職等に関する調査結果などを見ますと、多くの教員が多忙感を抱いたり、あるいは精神性疾患による病気休職が増加している状況にあるということは私どもも認識をいたしております。

文部科学省としては、多忙感の解消やメンタルヘルスの保持などのために、今後とも各学校や各教育委員会に対して、校務の効率化や教員の適切な勤務時間管理について促してまいりたい、このように思うところでごさいますて、日教組が実施されましたその調査結果においても、多くの教員が日々の勤務において多忙感を感じている状況だと、このようにあることは認識をしているところでごさいます。

○那谷屋正義君 認識を共有化できているのではないかというふうに思いますけれども、ここでもう少し、この調査結果のバックグラウンドとなるここ数年来の学校を取り巻く状況について少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

五日制による授業時間数の削減とゆとり教育路線が学力低下を招いているという批判が強まる昨今、現場では、ゆとりの創造に、確かな学力を加えた教育実践が求められることになっています。このため、授業時間数確保が至上命題というふうになっているわけでありまして、行事や定期試験後にも無理やり授業を入れたり、教職員のみならず、子供たちにも過密な日課が今当たり前になってきている。また、ゆとり教育としての総合学習や選択授業あるいは少人数学習などでは、通常授業よりも多くの教員が必要となります。しかし、必ずしも十分な人的措置がされているわけではないので教員一人当たりの授業時間数が増え、これまでいわゆる空き時間というふうに言われていたその空き時間に行っていた様々な業務、教材研究ですとか、あるいは子供たちが提出したノート、プリントへのコメント書き、あるいは成績処理等々が放課後の仕事となって積み重なる悪循環が拡大再生産されることとなります。じゃ、その放課後はといいますと、実はほとんどが会議や打合せでつぶれるわけでありまして、当然超勤仕事とならざるを得ない。

調査結果によれば、全国平均では、教職員は毎日、通常勤務開始前三十分早く出勤をし、

通常勤務終了一時間四十分後に退勤するのが今や普通の姿となっていると。さらに、退勤後も自宅に持ち帰って仕事をせざるを得ない点が多いと。教職員の勤務実態にかかわる特徴であります。持ち帰り仕事の一日平均は約一時間もあり、出退勤における二時間強の超過勤務を合わせると一日の時間外勤務は優に三時間を超えると。これは一か月に換算すると実に六十時間を超える数値であって、医師の助言、指導が必要とされる厚労省の基準があるわけではありますが、その月四十五時間の超勤時間を上回るものとなっています。

御存じのとおり、教員は給特法により労基法三十六条、三十七条の適用除外になっておりますので、原則として時間外、休日勤務は命じられないにもかかわらず、こうした実態になっております。まさしく、学校は恒常的サービス残業が野放しにされた異常な職場環境にあることが浮き彫りになってきているわけであります。

この日教組の調査によって明らかになったこのような学校現場の教職員の異常な職場環境について、文部科学省の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

また、超過勤務や休憩、休息時間の不適切な運用が野放しにされている実態について文部科学省としてどのような指導を行っていく用意があたりかどうか、併せてお尋ねをいたします。

○政府参考人（銭谷眞美君）　ただいまお話のございました平成十六年十月に日教組が組合員等を対象にした調査によりますと、今先生からお話のございましたような結果が報告をされているわけでございます。以前と比べて多忙感を感じている教職員が約四分の三に上るといったようなこととか、持ち帰りの仕事を含めて一日当たりの時間外勤務がおよそ三時間に達しているといったような結果が報告をされているわけでございます。

先ほど大臣の方からもお答えを申し上げましたが、文部科学省が実施をいたしました意識調査におきましても、やはり常に忙しいと感じている教員が六一%、時期によって忙しいと感じている教員が三四%ということで、全体の九五%の先生が常に又は時期によって忙しいという感じを持っているという結果が出ております。

私どもとしては、こういった調査結果を見る限りにおきましては、多くの教員がやはり日々の勤務において多忙感を感じて仕事にいそしんでいるという状況が示されているというふうに認識をいたしております。

それから、お話のございました超過勤務、休憩、休息時間の問題でございますけれども、まず超過勤務、いわゆる地方公務員法制上で言う時間外勤務につきましては、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の規定に基づきまして、公立学校の教員に時間外勤務を命ずることができる場合を実習や学校行事などのいわゆる超勤四項目に限ることとすることが定められているわけでございます。しかしながら、公立学校教員の勤務時間については、いわゆる超勤四項目に該当しない自発的な時間外勤務が多いということも事実ではないかと思っております。

それから休憩時間につきましては、八時間の勤務であれば、少なくとも四十五分の休憩

時間を労働時間の途中に与えなければならないと労働基準法上定められているわけですが、公立学校の教員につきましては、例えば給食指導の関係などから昼に休憩時間を取ることが難しいといったような声があることも承知をいたしております。日教組の調査でもそういった休憩時間が短いといった結果が出ていると承知をいたしております。

私どもといたしましては、これまでも七次にわたる教職員の定数改善によりまして教職員の配置改善は進めてきたわけですが、加えて、各教育委員会に対して校務の効率化あるいは教職員の適切な勤務時間管理等について指導することによりまして、時間外勤務の縮減を図ることや、休憩時間等につきましても、児童生徒が帰宅した放課後に配置をしたり、交代で休憩を取るなどの工夫を講ずることなどを促してきたところでございます。

今後とも、各学校の状況に応じた適切な工夫等につきまして、文部科学省として各教育委員会の取組を促してまいりたいと考えているところでございます。

○那谷屋正義君 今お答えいただきましたように、本当に休憩時間というのがあっても実質それが取れずに、休憩時間も入れて八時間四十五分実質連続勤務をするというのがもうほとんど実態でありまして、それプラス、さっき言いました超過勤務、休憩時間の分も含めればそれ自体も、もう超過勤務になるわけでありまして、そうした今状況の中で、やはり教員が教室で授業など子供たち、教育活動に専念できるように学校全体の仕事を見直し、その効率化、精選を行うなど、教員をいわゆる雑務から解放することが最優先される必要があるのではないかというふうに思うわけですが。

雑務等からの解放に向けた具体的方針、方策も含めた小坂大臣の決意をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣（小坂憲次君） 非常に教員が多忙感を抱いていることは私も日ごろから気になっております。

そういう中で、文部科学省として、各教育委員会に、先ほどから申し上げているように、会議などの見直しによる校務の効率化を図っていただきたい、あるいは各種調査等に当たってはこれを厳選してほしい、また事務処理体制の整備を図っていただいて分担をしっかりとっていただきたいと、こういうことで教員が多忙感の解消に向けて各学校、教育委員会の取組を促すということとともに、文部科学省としても教員の勤務の実態についてよく現状を把握していきたいと、こう考えております。

平成十八年度以降の教員配置につきましては、ただいま局長の方から答弁申し上げたように、第八次の定員改善五か年計画というものを策定しようと考えておったわけですが、総人件費改革を進めるという政府の方針がございます。そういう中で、十八年度からの計画の策定に当たっては、大臣折衝の中でむしろ実質的な人員の十八年度確保ということを前提にこれを見送った経緯がございます。

文部科学省としては、今日的な教育課題への対応のために、今後とも、計画的に少人数教育の推進や特別支援教育の充実、あるいは食育という新たな視点に対応していく必要があると、このように考えておりました。このための総人件費改革に取り組みながらも、今後の教職員定数の在り方についてどのような対応が可能か、これを含めまして十九年度以降の予算編成過程においてしっかりと検討してまいりたいと存じます。

○那谷屋正義君 子供たちの主体性を培うという本来の意味での教育再生を実現するためにも、教職員に対する人間らしい働き方の復権というのがいわゆる一丁目一番地の意義を持つのではないかというふうに思うわけでありまして、今大臣が答弁いただきましたように、実態把握をしていきたいというお話であります。この実態把握に向けて、先ほど私は日教組の調査についてお話をしましたけれども、文部科学省として、この日教組に負けないような学校現場の実情を把握するための勤務実態調査を行い、教職員の勤務状況がいかにか過酷であるかというふうなことをやはり国民に公表するべきではないかというふうに思うわけでありまして、それについてはいかがでしょうか。

○政府参考人（銭谷眞美君） 基本的には、公立学校教員の具体の勤務実態につきまして、サービス監督権者である各教育委員会がその権限と責任において適切に把握すべきものではございます。現に、各教育委員会におきましていろいろな調査をやりまして、その結果の御報告も私どももいただいているところでございます。そういった状況、あるいは先般来の文部科学省の意識調査の状況等を踏まえまして、私ども近く教員の勤務実態について全国的な調査を行いたいと思っております。

とりわけ、今後、公立学校の教職員給与の在り方について、先般閣議決定をされまして国会に提出されております行政改革推進法案においても、一年間掛けて検討するという事になっている状況がございます。

教職員の給与というのは、教職員の職務と責任、あるいは勤務実態の特殊性に基づいて決定をされるわけですので、私ども、こういった教職員の給与を検討する際には、教職員の勤務実態も踏まえつつ、教職員の職務の在り方、学校の役割の在り方など、幅広い検討が必要だと思っております。

そういうことから、近く教職員の勤務実態について全国的な調査を行い、今その具体の調査方法などについて検討を進めているところでございます。教員の勤務実態、勤務の内容ですとか超過勤務の状況、仕事の持ち帰りの実態等の定量的な調査、それに加えて学校や教職員に求められる役割や教員の勤務等についての意識調査等につきまして、できるだけ早い段階で実施できるように検討を進めていきたいと思っております。

○那谷屋正義君 是非、やはり現場を具体的によく知らないというか、それを把握していないと、やはり具体的な施策というものは生まれてこないわけでありまして、是非それ

をやっていただきたいというふうに思います。

今、行革推進法のお話が出されたわけでありますけれども、児童生徒の指導、あるいは授業の準備、様々な教育活動があるわけでありますけれども、学校の仕事が、先ほどから申し上げているように、非常に今あふれているというか、もう大変な状況にあるわけでありますけれども。こんな中で、やはり一番大切なのは、子供に寄り添いきめ細やかに育ちをサポートするということが教職員に求められているわけですが、これはやはり教職員の増員以外には手だてはないのではないかというふうに取りあえず考えるわけでありますけれども。行革推進法の中では、公務員の削減の話等々が出ておりまして、いわゆる総人件費削減というか、そういうふうなことが出ておりますけれども、学校教育の質の向上を図るために教職員定数の改善に全力でやはり取り組むべきだというふうに思うわけがあります。

ここで小坂大臣に決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（小坂憲次君） 先ほど申し上げましたけれども、この行革の中での総定員、人件費の削減という方向性はありますが、その中において教育に必要な人材につきましてはしっかりその定員を確保してまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 是非頑張ってくださいというふうに思います。

次に、川崎厚労大臣にお尋ねをしたいと思います。

小泉改革の下、安定した雇用が激減しているという私は認識をしているわけであります。予算委員会において総理は、雇用情勢は改善したと断言されていたわけであります。現実には、例えば〇一年、これは正規雇用が三千六百四十万人、そして非正規雇用が千三百六十万人、〇五年には正規が三千六百四十万人だったのが三千三百三十三万人ということで、三百万人の減であります。そして、非正規雇用者が千五百九十一万人ということで、ここは二百三十万人の増というふうな形、そして形としてはパートですとか派遣、それから契約・嘱託社員、請負といった、そういった形になっています。

また、若者については、ニート、フリーター等の不安定雇用が増えているわけであります。フリーターについては、ここ三年間、統計上はわずかに減少しているわけでありますけれども、しかし、ニートについては十年前に四十万人というふうになっていたのが、ここ三年間、六十四万人とずっと増加して、引き続き問題になっているわけであります。

さらに、地域格差がありますけれども、完全失業率を、この一位が福井県で今二・七%、数の少ない上で二・七%、そして最下位は北海道、秋田、鹿児島の五・三%、このように格差が大きくなっております。また、有効求人倍率では、一位が愛知、一・七二倍に対して、最下位の北海道、長崎は〇・六〇倍と、このように地域格差も非常に大きくなっていくわけであります。国民の多くが将来に希望が持たなくなっており、将来不安はむしろ増大しているのではないかと、こういうふうに思うわけでありますが、雇用の現状について

厚生労働省としてどのような認識を持っていらっしゃるのか、お聞かせください。

○国務大臣（川崎二郎君） 直近の数字に触れていただきましたので、私の方からも少し数字の認識を申し上げたいと思います。

今年の高校生、大学生の内定率、高校生が八五・三%、前年同期比三・七ポイント増でございます。大学生が八五・八%、前年同期比プラス三・二%になっております。完全失業率、二月で四・一%、前月より〇・四ポイント低下いたしました。有効求人倍率もこれで三か月連続で一を上回った。厳しい時代をそろそろ乗り越えつつある、こういう認識をいたしております。

今お示しをいただいた北海道、青森、実は秋田、それから高知、長崎、鹿児島、沖縄、私どもの副大臣、政務官が直接出向いて知事等と雇用の問題で話をさせていただいておりますけれども、ここにおいても、一昨年、昨年に比べたら良くなっているんです。しかし、今お示しいただいた愛知県とか東京に比べたら改善率が遅れている。したがって、そこをしっかりとやっていかなければならないな、こういう思いをいたしております。それから、今週中に日商の会頭、先週は経団連の副会長に私どもの副大臣がお会いいたしました。

これは、やはり今お話ありましたように、この十年間、特に五年前ぐらいがピークであったと思いますけれども、若者の失業率が一〇%を超した時代がございます、今約八%でございますけれども。大学を卒業して、高校を卒業して就職がないという時代があった。これはよく、私自身、松下という会社の出身でございますので、よく言うんですけれども、大リストラしました。松下、二万人カットした時代です。日産自動車、各電機メーカー、どんどんやった時代。ましてや、そういう時代でございますから、若者が新規の就職をするというときには極めて厳しい時代だった。

実は、その数字が今お示しいただいたフリーターに残っています。フリーター等を見ていきますと、数字的にはどうしても、若い世代がだんだんだんだん今お示したように良くなってきていますから、したがって二十五歳から三十ぐらいの数字が、実はその時代に簡単に言えば就職をし損なった、若しくは行ったけれどもいい就職ではなかったと、こういう形になっております。したがって、そこに経済界全体で光を当てただけませんかというのが今私どもの仕事であろうと思います。それから、先ほど少子化の議論をいたしておりましたけれども、やっぱり若者が正規雇用がないという中で、やっぱり結婚という問題にもなってきたという認識をいたしております。

したがって、そういう意味では、景気がだんだんだんだん雇用の改善が進んできたという中で、もう一踏ん張り私どももしなきゃならぬ、踏み込まなければならないときが来ているんだろうと。そういった意味で、私もこんな発言を、実は皆さん方と同じような発言をしておるところでございます。若者の雇用を経済界に求めていきたい、できれば正規雇用という形をお願いしたいと、こう考えております。

○那谷屋正義君 本当に私どもと同様の認識の中で力強い答弁をいただいたわけでありませんが、最近私が読んだ本の中に中公新書の「経済学的思考のセンス」という、そういう本がありまして、これは小泉改革をある意味理解をしている大竹文雄という人が著した本でありますけれども、この本の中で「失業がもたらす痛み」という章があって、この日本において、失業率の上昇に伴って犯罪率と自殺率が上昇しているということがもう明白に示されているわけでありまして。特に、高校の新規学卒者の就職状況の悪さと少年犯罪の検挙者数には見事な相関関係があって、若者の雇用環境の悪化が少年犯罪の増加につながっていることが証明されているわけでありまして。

このことからすると、先般三月の末あるいは四月の冒頭、フランスでも大変この若者や労働者の気持ちを無視した雇用政策が国民の批判を招いて、大々的なデモ、ストライキあるいは暴徒化というような形で問題、そういうふうな状況がありましたけれども、これはあくまでも海外のものであるというふうなことではなくて、やはり日本でも、もう起きかねない状況になっているというふうに考える必要があるというふうに思います。

政府は、若年者の雇用対策の目玉として、昨年度、フリーター二十万人常用化プランを打ち出したというふうに聞いていますけれども、本当にきちんとした対応を講じられているのかどうか。数字だけの打ち上げ花火ではないのかという、そういうふうな疑問もわいてくるわけでありまして、もう四月にもなり、年度も替わっております。このプランの達成状況はどういうふうになっているのでしょうか。成果を数字で。

○政府参考人（鈴木直和君） フリーター二十万人常用雇用化プランについてであります。この施策は、フリーターが増加してきているということを踏まえまして、関連する施策、これを効果的にやろうと。例えば、ジョブカフェとかハローワークの就職支援あるいは若年者のトライアル雇用とか、いろんな施策ございますが、それらを効果的に展開しようということで始めたものでございます。

今時点の実績がどうかという点申し上げますと、各事業ごとに把握の仕方が若干違う面ございますが、今年の二月までの十か月間で約十八万三千人でございます。これは、昨年の五月からやっておりますので、その一年間を通じて見れば二十万人、十分可能であると考えております。

○那谷屋正義君 もちろん目標は目標としてあるわけでありまして、しかし、先ほど言いました六十四万人というニートがまだいるわけですから、これはもう欲かいていいというか、欲出していいわけでありまして、是非お願いをしたいというふうに思います。先ほど大臣の答弁からもいただきましたけれども、特に二十代後半から三十代のフリーターを長くやっている若者たちに、今非常に、やはりここを何とかしなきゃいけないという問題であります。我が国の将来を担うべき世代が低賃金、単純労働に従事して、技能

も身に付いていない。彼らの多くは希望してフリーターになったわけではなくて、この間の小泉改革のあおりをもらって正社員になれなかった者たち、方たちであるというふうに考えます。

彼らに対する対策に本腰を入れて安定した職に就けるようにしなければならない。このことについては先ほど大臣から答弁いただきましたので、質問として用意しましたけれども、ここは省略をさせていただきます。

さて、今答弁の中にハローワークのお話が出ました。この大変な時期にハローワークの民間開放が進んでいるというふうに今言われています。ハローワークというのは、憲法に規定されているいわゆる勤労権の保障、そして職業選択の自由を具体化する最低限必要な組織であり、これはアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスといった欧米主要国においても国の責任において公的機関が運営をしているわけでありまして、正に雇用のセーフティーネットとしての最後のよりどころであり、国が責任を持って運営すべきものと考えているわけでありまして。市場化テストの動きなどに見られるように、民間にやらせればよしの考えには全くくみすることができないう。公共サービスが提供してきたものを市場で受け取るとどうなるのかに関して、余りに楽観的なのは小泉内閣の通弊としても、その思考停止状態は噴飯物であるというふうに思うわけでありまして。

市場原理主義に基づく矛盾は、職業紹介の分野でとりわけ極大化せざるを得ないことは、少し考えれば分かることだというふうに思います。民間の職業紹介市場に求職者が全面的に投げ込まれたとすれば、市場を通じた配分としての紹介の過程においては、利潤が優先の企業原理とも相まって、現在価値という限られた基準に基づき、現在の能力に富む者だけが豊かなサービスを楽しむことができるという、そういう帰結にならざるを得ないというふうに思います。

働く意欲についての、また能力開発についての可能性を加味して、一般的なレベルにある最大多数の求職者に力点を置いた上で、職業紹介を行うことこそがセーフティーネットとしてのハローワークの存在価値そのものではないかと考えます。職業安定行政が本来果たすべき役割というもの考えたときに、この点についての見解をお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 小泉改革をしてきたからやっとなるさが出て、その明るさを若者に与えたいという私の立場ですから、御理解は賜っておきたいと思えます。

セーフティーネットですけれども、これは雇用のセーフティーネット、すなわち雇用保険の徴収という仕事と給付という仕事、それから職業紹介という仕事、これは今御指摘いただきましたように、どこの国におきましても国が責任を持つべき仕事、全国にしっかりとしたセーフティーネットを張り巡らす、これはもう御指摘のとおりでございます。

一方で、一階部分、そういう形できちっとやるとしまして、二階建ての部分で、やっぱり民間の知恵、ノウハウというものを生かす部分はあるであろうと。逆に、今まで私ども

が直接やっていて、どうも民間の実態を知らないなという御指摘いただいた部分もございます。そういったものの部分については、セーフティーネットの部分ではございませんから、そこは民間の知恵を使いたいということでやらせていただいております。

そういう意味では、基本的な仕事はハローワークで公務員がしっかりセーフティーネットを引きながら新たなる知恵を少し出していかなきゃならぬと、こういう認識で進めておりますので、どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○那谷屋正義君 今御答弁いただいた中で、公務員がということでありますけれども、この間雇用のセーフティーネットを担っているという自覚に欠けた方たちが少なからずいて、そして公務員で失業しないから失業者の痛みが分からないという批判もこの間出てきているわけでありますので、今お話しいただいた部分というのは一定理解をしなくもないんですが。

しかし、聞くべき批判には謙虚に耳を傾ける姿勢をお持ちいただいて、そしてハローワークの窓口においては失業者の立場に立ったきめ細やかなサービスが提供できるよう、その体質改善というものが必要ではないかというふうに思いますけれども、その具体的な方策を含めて決意をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人（鈴木直和君） ハローワークの仕事の進め方の問題でございますが、一つは、定員等が減ってくる中で効率的に仕事をしなきゃならぬという点がございます。同時に、今御指摘のありました失業者、求職者、そういったお客さんの視点に立って仕事を進める、これは極めて重要なことだろうと考えております。

そうした観点から、ハローワークでは具体的には、いろんな事業ごとに、例えば就職率等について数値目標を設定して目標管理によって仕事を進めていく、それから昼休みの時間帯、それから平日の夜間、それから土曜日にも開庁するというでサービスの提供を拡大する、それから求職者等の方が来られて、ハローワークのレイアウトがどうかというような意見もございます。そういう観点から、所内のレイアウトも含めたハローワークサービスについて、全所の職員による求職者の視点に立った総点検、そういったものを実施しております。そうした取組をして職員の意識改革をしながら、業務の改善に取り組んでいきたいと考えております。

○那谷屋正義君 時間がもう大分なくなってまいりましたので、もう質問を最後にしたいというふうに思いますけれども。

今検討されております行革推進法には、雇用保険本体、すなわち失業給付の国庫負担についても廃止を含めて検討というふうに規定をされているわけでありますけれども、これは今お話、やり取りをさせていただく中で、とんでもないことではないかというふうに考えるわけであります。

失業は、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、失業の発生については政府が一定の責任を負うべきという考え方に基づいて失業給付の国庫負担が設けられたはずであります。国庫負担の廃止は、正に失業に対する国の責任放棄であり、断じて許されるものではないというふうに考えるわけでありますが、川崎大臣の見識にふさわしい答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣（川崎二郎君） 失業保険に直接国が負担をいたしておりますのは、我が国とドイツでございます。しかし一方で、フランス、イギリス、アメリカ等の国を見ましても、失業扶助という形で国が例えば長期間にわたった場合必ず手を差し伸べる、その場合は国庫負担一〇〇%というような形でやっておるわけですから、そうしたもののバランスもしっかり考えなければならぬだろうと。

特に、これは労使がお互いに苦労しながら拠出をいただいている、そこへ国が持つ責任という中でやってきたわけでありますから、そういう意味では政労使が力を合わせてやっている事業でございますので、そういう意味では、私は、国が担うべきものは担いながら雇用のセーフティーネットは引いていくべきだろうと、このように考えております。

○那谷屋正義君 では、終わります。